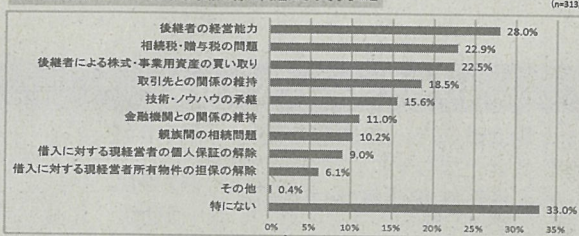


広告

企画・お問い合わせ先
日経エージェンシー
TEL: 03-5259-5430

事業承継に詳しい専門家のサポートを受けて さまざまな施策を活かした承継プランを立てる

後継者決定企業における、事業承継の際の問題になりそうなこと



出所: 中小企業庁「2024年度中小企業白書」

事業承継税制で
税負担が軽減される

現経営者が後継者に
自社株を贈与・相続で
引き継がせる場合にか

中小企業庁は、円滑な事業承継を促すために後継者への支援に取り組む、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うピッチイベントを実施。地域金融機関や自治体なども、地域経済の担い手である中小企業の後継者を対象に、新規事業開発のためのセミナーやワークショップを開催したり、後継者どうしが交流・情報交換する場を設けたりしている。

2500万円まで非課税で贈与できる「相続時精算課税」は、生前の贈与分を相続時に相続財産に含めるので、直接的な相続税の節税にはつながらない。だが、相続財産に組み入れる際の贈与財産の価格は贈与時の価格となるので、自社株の価格が低いときに後継者に贈与すれば、相続までの間に値上がりした場合に税負担を軽減することにつながる。24年度の税制改正で、相続時精算課税に1年あたり110万円の基礎控除が設けられ、それ以下の贈与分については申告不要で、相続財産にも加算しないことになったので、制度が利用しやすくなったといえる。

日本では中小企業が金融機関から融資を受ける際に経営者個人の保証を求められる慣行があり、それが事業承継を妨げる一因ともなっていることから、金融機関の自主ルールとして「経営者保証ガイドライン」が設けられ、運用が始まっている。ガイドラインは金融機関に対して、現経営者・後継者から必要な情報開示を受けた上で、後継者に保証を求めない、旧経営者の保証契約を解除する、保証に代わる融資手法の

活用を検討する、などを求めている。

後継者に事業を引き継がせる際には、現経営者自身の相続対策も必要だ。自社株は後継者に集中させるのが望ましいが、それによって後継者以外の相続人が相続できる資産が少なくなるとトラブルにつながる。法定相続人には最低限の相続割合である「遺留分」があるので、遺留分を侵害しないような遺産分割案を考えなければなら

ない。

後継者が自社株の贈与を受けたのち、元の経営者が亡くなった場合、相続が起ったときに株価が上昇している場合、相続財産に占める自社株の比率が増えて、他の相続人の遺留分を侵害する可能性が高まる。そこで、後継者以外の相続人が合意すれば、自社株を遺留分の対象から外したり、遺留分算定に当たって自社株は贈与時の価格に固定したりすることで、民法の特例で認められている。

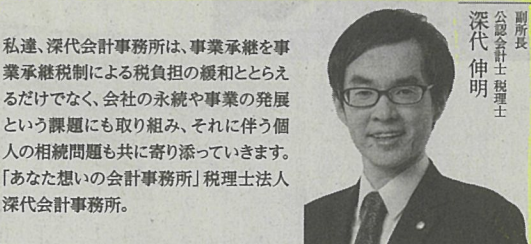
このように、後継者に事業を引き継がせる際の課題に対しては、さまざまな対応策が設けられているので、上手に活用して円滑な事業承継につなげたい。とはいえ、経営者・後継者がみずから制度を調べたり、活用方法を検討したりするのは難しいことも多いので、専門家のサポートを受けるのが現実的だ。事業承継に関する専門知識と実務経験が豊富な税理士・税理士事務所、会社や経営者・後継者の状況に合わせた事業承継スキームを提案してもらおうとよい。

事業承継・M&A 税理士

30選

vol.18

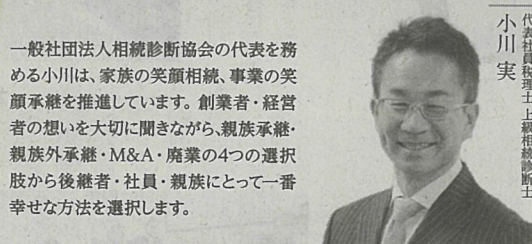
中小企業の現状について「2024年版中小企業白書」は、売上高が感染症による落ち込みから回復する一方で、原材料価格の上昇や人手不足が深刻になっており、賃上げ、生産性向上、価格転嫁対策などが重要になっていると指摘している。それに加えて事業承継も、コロナ禍以前から引き続き大きな課題であり、円滑な事業承継を実現するためのさまざまな施策が講じられている。

副所長
深代 伸明
公認会計士 税理士

私達、深代会計事務所は、事業承継を事業承継税制による税負担の緩和ととらえるだけでなく、会社の承継や事業の発展という課題にも取り組み、それに伴う個人の相続問題にも共に寄り添っていきます。「あなた想いの会計事務所」税理士法人深代会計事務所。

税理士法人深代会計事務所

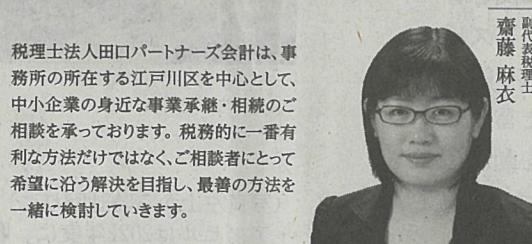
【設立】1985年 【所属】東京税理士会 豊島支部
【法人番号】第262号
【本部】〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-17-8 NBF池袋シティビル7階
TEL.03-3983-5424 <http://www.fukushiro-kk.or.jp/>

代表社員税理士 上級相続診断士
小川 実

一般社団法人相続診断協会の代表を務める小川は、家族の笑顔承継、事業の笑顔承継を推進しています。創業者・経営者の想いを大切に聞きながら、親族承継・親族外承継・M&A・廃業の4つの選択肢から後継者・社員・親族にとって一番幸せな方法を選択します。

税理士法人HOP

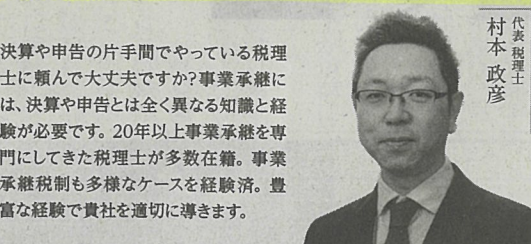
【設立】2002年 【所属】東京税理士会 日本橋支部
【法人番号】第16号
【本部】〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町2-13-9 FORECAST人形町7階
TEL.03-5614-8700 <https://group-hop.com/>

副代表社員
齋藤 麻衣

税理士法人田口パートナーズ会計は、事務所の所在する江戸川区を中心として、中小企業の身近な事業承継・相続のご相談を受けております。税務的に一番有利な方法だけではなく、ご相談者にとって希望に沿う解決を目指し、最善の方法と一緒に検討していきます。

税理士法人田口パートナーズ会計

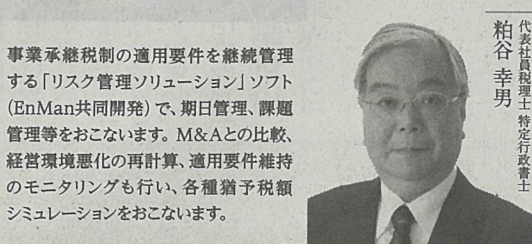
【設立】2011年 【所属】東京税理士会 江戸川南支部
【法人番号】第2366号
【本部】〒134-0083
東京都江戸川区中葛西3-37-3F
TEL.03-3869-0807 <http://www.taguchi-office.com/>

代表社員
村本 政彦
公認会計士 税理士

決算や申告の片手間でやっている税理士に頼んで大丈夫ですか?事業承継には、決算や申告とは全く異なる知識と経験が必要です。20年以上事業承継を専門にしている税理士が多数在籍。事業承継税制も多様なケースを経験済み。豊富な経験で貴社を適切に導きます。

税理士事務所クオリス

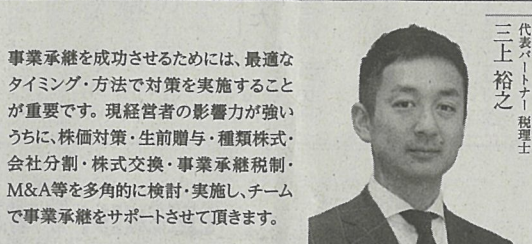
【設立】2017年 【所属】東京税理士会 神田支部
【本部】〒101-0022
東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原ビル4F
TEL.03-5207-6153 <https://www.cuoliss.com>

代表社員税理士 特定行政書士
粕谷 幸男

事業承継税制の適用要件を継続管理する「リスク管理ソリューション」ソフト(EnMan共同開発)で、期日管理、課題管理等をおこないます。M&Aとの比較、経営環境悪化の再計算、適用要件維持のモニタリングも行い、各種贈与税額シミュレーションをおこないます。

KASUYA税理士法人

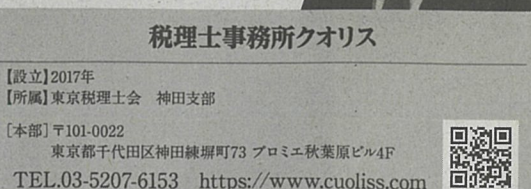
【設立】2008年 【所属】東京税理士会 玉川支部
【法人番号】第1700号
【本部】〒158-0097
東京都世田谷区用賀4-9-19
TEL.03-3700-0022 <https://www.kasuya-tax.or.jp>

代表社員
三上 裕之
公認会計士 税理士

事業承継を成功させるためには、最適なタイミング・方法で対策を実施することが重要です。現経営者の影響力が強いうちに、株価対策・生前贈与・種類株式・会社分割・株式交換・事業承継税制・M&A等を多角的に検討・実施し、チームで事業承継をサポートさせていただきます。

Infinity Partners 三上裕之税理士事務所

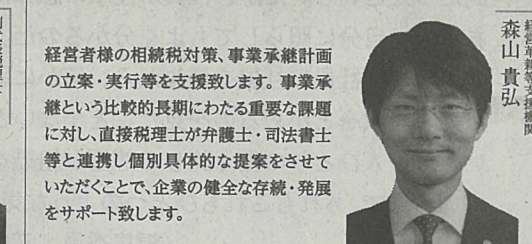
【設立】2013年 【所属】東京税理士会 麹町支部
【本部】〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内内通りビル6F
TEL.03-6550-9460 <https://www.infinity-m-partners.jp/>

代表社員
村本 政彦
公認会計士 税理士

決算や申告の片手間でやっている税理士に頼んで大丈夫ですか?事業承継には、決算や申告とは全く異なる知識と経験が必要です。20年以上事業承継を専門にしている税理士が多数在籍。事業承継税制も多様なケースを経験済み。豊富な経験で貴社を適切に導きます。

税理士事務所クオリス

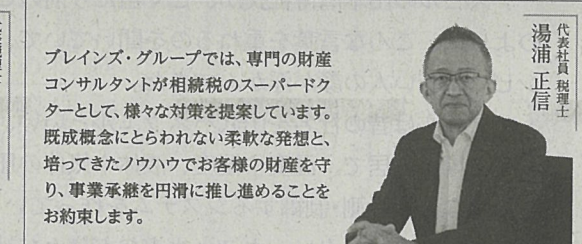
【設立】2017年 【所属】東京税理士会 神田支部
【本部】〒101-0022
東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原ビル4F
TEL.03-5207-6153 <https://www.cuoliss.com>

代表社員税理士
森山 貴弘
中小企業庁M&A支援機関
経営革新等支援機関

経営者様の相続税対策、事業承継計画の立案・実行等を支援致します。事業承継という比較的長期にわたる重要な課題に対し、直接税理士が弁護士・司法書士等と連携し個別具体的な提案をさせていただくことで、企業の健全な存続・発展をサポート致します。

森山税務会計事務所

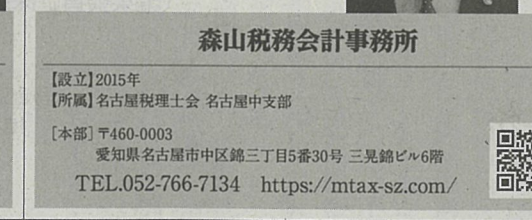
【設立】2015年 【所属】名古屋税理士会 名古屋支部
【本部】〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦三丁目5番30号 三晃ビル6階
TEL.052-766-7134 <https://mtax-sz.com/>

代表社員税理士
湯浦 正信

ブレインズ・グループでは、専門の財産コンサルタントが相続税のスーパーアドバイザーとして、様々な対策を提案しています。既成概念にとらわれない柔軟な発想と、培ってきたノウハウでお客様の財産を守り、事業承継を円滑に推し進めることをお約束します。

税理士法人ブレインズ

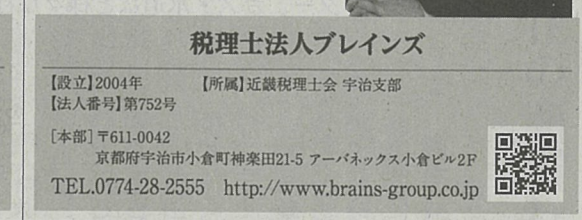
【設立】2004年 【所属】近畿税理士会 宇治支部
【法人番号】第752号
【本部】〒611-0042
京都府宇治市小倉町神楽田21-5 アーバンエクス小倉ビル2F
TEL.0774-28-2555 <http://www.brains-group.co.jp>

代表社員
村本 政彦
公認会計士 税理士

決算や申告の片手間でやっている税理士に頼んで大丈夫ですか?事業承継には、決算や申告とは全く異なる知識と経験が必要です。20年以上事業承継を専門にしている税理士が多数在籍。事業承継税制も多様なケースを経験済み。豊富な経験で貴社を適切に導きます。

税理士事務所クオリス

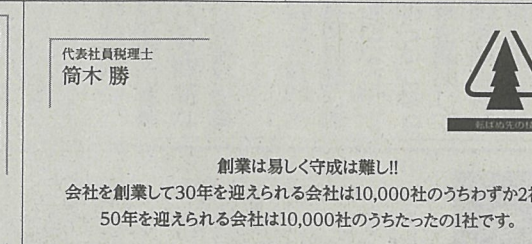
【設立】2017年 【所属】東京税理士会 神田支部
【本部】〒101-0022
東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原ビル4F
TEL.03-5207-6153 <https://www.cuoliss.com>

代表社員税理士
湯浦 正信

ブレインズ・グループでは、専門の財産コンサルタントが相続税のスーパーアドバイザーとして、様々な対策を提案しています。既成概念にとらわれない柔軟な発想と、培ってきたノウハウでお客様の財産を守り、事業承継を円滑に推し進めることをお約束します。

税理士法人ブレインズ

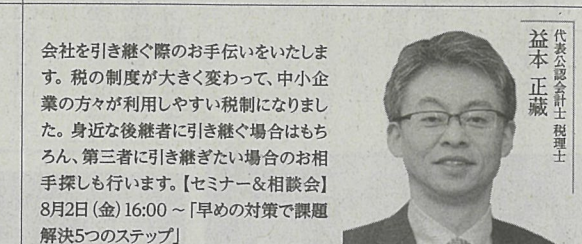
【設立】2004年 【所属】近畿税理士会 宇治支部
【法人番号】第752号
【本部】〒611-0042
京都府宇治市小倉町神楽田21-5 アーバンエクス小倉ビル2F
TEL.0774-28-2555 <http://www.brains-group.co.jp>

代表社員
村本 政彦
公認会計士 税理士

決算や申告の片手間でやっている税理士に頼んで大丈夫ですか?事業承継には、決算や申告とは全く異なる知識と経験が必要です。20年以上事業承継を専門にしている税理士が多数在籍。事業承継税制も多様なケースを経験済み。豊富な経験で貴社を適切に導きます。

税理士事務所クオリス

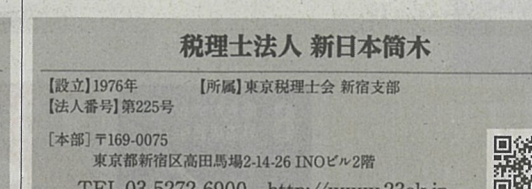
【設立】2017年 【所属】東京税理士会 神田支部
【本部】〒101-0022
東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原ビル4F
TEL.03-5207-6153 <https://www.cuoliss.com>

代表社員税理士
湯浦 正信

ブレインズ・グループでは、専門の財産コンサルタントが相続税のスーパーアドバイザーとして、様々な対策を提案しています。既成概念にとらわれない柔軟な発想と、培ってきたノウハウでお客様の財産を守り、事業承継を円滑に推し進めることをお約束します。

税理士法人ブレインズ

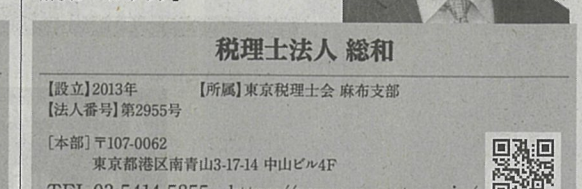
【設立】2004年 【所属】近畿税理士会 宇治支部
【法人番号】第752号
【本部】〒611-0042
京都府宇治市小倉町神楽田21-5 アーバンエクス小倉ビル2F
TEL.0774-28-2555 <http://www.brains-group.co.jp>

代表社員
村本 政彦
公認会計士 税理士

決算や申告の片手間でやっている税理士に頼んで大丈夫ですか?事業承継には、決算や申告とは全く異なる知識と経験が必要です。20年以上事業承継を専門にしている税理士が多数在籍。事業承継税制も多様なケースを経験済み。豊富な経験で貴社を適切に導きます。

税理士事務所クオリス

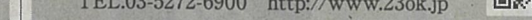
【設立】2017年 【所属】東京税理士会 神田支部
【本部】〒101-0022
東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原ビル4F
TEL.03-5207-6153 <https://www.cuoliss.com>

代表社員税理士
湯浦 正信

ブレインズ・グループでは、専門の財産コンサルタントが相続税のスーパーアドバイザーとして、様々な対策を提案しています。既成概念にとらわれない柔軟な発想と、培ってきたノウハウでお客様の財産を守り、事業承継を円滑に推し進めることをお約束します。

税理士法人ブレインズ

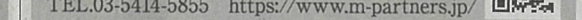
【設立】2004年 【所属】近畿税理士会 宇治支部
【法人番号】第752号
【本部】〒611-0042
京都府宇治市小倉町神楽田21-5 アーバンエクス小倉ビル2F
TEL.0774-28-2555 <http://www.brains-group.co.jp>

代表社員
村本 政彦
公認会計士 税理士

決算や申告の片手間でやっている税理士に頼んで大丈夫ですか?事業承継には、決算や申告とは全く異なる知識と経験が必要です。20年以上事業承継を専門にしている税理士が多数在籍。事業承継税制も多様なケースを経験済み。豊富な経験で貴社を適切に導きます。

税理士事務所クオリス

【設立】2017年 【所属】東京税理士会 神田支部
【本部】〒101-0022
東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原ビル4F
TEL.03-5207-6153 <https://www.cuoliss.com>

代表社員税理士
湯浦 正信

ブレインズ・グループでは、専門の財産コンサルタントが相続税のスーパーアドバイザーとして、様々な対策を提案しています。既成概念にとらわれない柔軟な発想と、培ってきたノウハウでお客様の財産を守り、事業承継を円滑に推し進めることをお約束します。

税理士法人ブレインズ

【設立】2004年 【所属】近畿税理士会 宇治支部
【法人番号】第752号
【本部】〒611-0042
京都府宇治市小倉町神楽田21-5 アーバンエクス小倉ビル2F
TEL.0774-28-2555 <http://www.brains-group.co.jp>

